

徳島市監査委員告示第14号

令和7年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年5月29日

徳島市監査委員	笠井寿範
同	藤原晃
同	須見矩明
同	藤田真由美

都建発第30号
令和8年4月27日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和7年度定期監査結果（令和8年3月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 道路建設課

<p>指摘事項</p>	<p>1 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。(収入事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・電力供給のための電柱、支線設置(川西排水機場) <p>使用期間: 令和7年10月1日から令和9年3月31日まで 使用許可: 令和7年10月1日 納入期限: 令和7年10月3日</p> <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項本文により、行政財産の使用料は前納とすると定められているが、納入通知書に記載された使用料の納入期限が使用開始日以降の日付であり、前納となっていなかった。</p> <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>当該案件は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項本文に規定する前納の取扱いについて認識が十分でなかったため、納入期限を使用開始日前に設定すべきところ、使用開始日以後の日付としていたものであります。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況を課内で共有するとともに、今後は、申請受付時に使用許可日、使用開始日等を確認した上で、起案及び決裁の過程において納入期限の設定が適正であるかを十分確認し、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 道路建設課

<p>指摘事項</p>	<p>2 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。(収入事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・電力供給のための電柱、支線設置(川西排水機場) <p>使用期間: 令和7年10月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>使用料: 木柱 180円×1本×1.5年=270円 支柱 180円×2本×1.5年=540円</p> <p>1年6月分の使用料を一括徴収していたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度ごとに、使用開始後1月以内に徴収すべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>当該案件は、複数年度にわたる行政財産の許可使用に係る使用料徴収について、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書の適用に対する認識が十分でなかったため、年度ごとに徴収すべきところを一括して徴収していたものであります。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況を課内で共有するとともに、今後は、申請受付時に使用期間等を確認した上で、起案及び決裁の過程において各年度の徴収時期が適正であるかを十分確認し、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 道路維持課

<p>指摘事項</p>	<p>3 法定外公共物の占用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島市論田町大江18-1先の電柱1基、支柱1基 <p>許可日:令和7年9月30日 占用期間:令和7年10月6日から令和13年3月31日まで 納入期限:令和7年10月31日</p> <p>徳島市法定外公共物管理条例第11条第4項により、法定外公共物の占用料は、占用の開始の日の前日までに徴収するのが原則であるものの、納入期限を占用開始後としているものがあった。</p> <p>徳島市法定外公共物管理条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>徳島市法定外公共物管理条例第11条第4項ただし書に、占用開始前日までに占用料等を徴収しないことを市長が認める「特別の事由」の範囲及びその認定手続について明文の定めがなく、実務上の取扱いが不明確であったことにより、納入期限を占用開始後とした特別な事由が明記されていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後は、道路に係る法定外公共物占用料の徴収にも適用する「徳島市道路占用料等の徴収に係る特別の事由等取扱要領」を制定し、特別の事由の範囲及び認定手続の統一的な基準を定めるとともに、適正な処理を行います。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>4 住宅使用料等の納入通知書を送付できていないものがあった。(収入事務)</p> <p>市営住宅使用料等を口座振替により納付している入居者に対しては、4月1日付けで口座振替通知書を送付するのみで、会計規則第23条第1項に規定する納入通知書を送付していなかった。</p> <p>会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>ご指摘のあった事項については、家賃の口座振替を設定している市営住宅全戸に対する通知で、且つ、家賃等の内容が部屋ごとに異なるため、システム改修をすることでしか対応する手段がないのが現状です。そのため、デジタル推進課へ現行システムの一部を令和8年度中に改修するよう依頼し、システム改修後は会計規則に基づく納入通知書を口座振替対象者にも送付することで適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>なお、令和9年度中に現行システムを廃止し、指摘事項に対応している新システムへ移行する予定となっております。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>5 住宅使用料等の納入通知書に納入期限が記載されていなかった。(収入事務)</p> <p>市営住宅使用料等納入通知書は本市開発の市営住宅管理システムから発行しているが、会計規則第23条第2項により、納入通知書には納入期限を記入しなければならないところ、その様式に納入期限がなかった。</p> <p>会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>ご指摘のあった事項については、市営住宅全戸に対する通知で、且つ、家賃等の内容が部屋ごとに異なるため、システム改修をすることでしか対応する手段がないのが現状です。そのため、デジタル推進課へ現行システムの一部を令和8年度中に改修するよう依頼し、会計規則に基づく納入期限を記入できるようにすることで適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>なお、令和9年度中に現行システムを廃止し、指摘事項に対応している新システムへ移行する予定となっております。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>6 住宅使用料と共益費の調定手続が遅れているものがあった。(収入事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度分の滞納繰越分が10月1日付けで調定されていたが、出納整理期間終了後速やかに行うべきであった。平成25年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。・入退居や減免により賦課額を変更したとき、現年度当初賦課額の変更調定を行うべきだが、10月1日、12月1日付けの2件のみしかなかった。少なくとも毎月月初には、前月中の入退去や減免等の内容を踏まえ調定額の増減がないか確認し、必要に応じて調定額の変更決裁をとられたい。
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、滞納繰越を行った場合の調定期間など、調定手続に関する認識が充分でなかったことによるものです。</p> <p>今後は、毎月月初には、前月中の入退去や減免等の内容を踏まえ調定額の増減がないか確認し、賦課額変更があった場合は、調定額の変更決裁をとることで適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>また、滞納繰越分についても、出納整理期間終了後に速やかに調定処理することで適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>7 出納員領収書の取扱が適正でないものがあった。(収入事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出納員領収証 (敷金 3 冊、住宅使用料等 8 冊) <p>領収書原符の「出納員」欄には出納員、「払込確認」欄には分任出納員が押印すべきであるが、その押印がなかった。</p> <p>平成 25 年度及び平成 28 年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。</p>
<p>措置状況</p>	<p>出納員領収書の取扱について適正でなかった原因について、担当者が会計規則の認識が十分でなかったことによるものです。指摘後速やかに出納員、分任出納員に押印を受け完了しました。</p> <p>今回の指摘事項を課内で共有するとともに、会計規則等の周知徹底を図り、出納員領収書の記入要領を再度確認し、現金の納付を受けた場合の領収書の発行、収入金の払込の都度、分任出納員に「払込確認」欄、出納員に「出納員」欄に確認後押印してもらうよう適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>8 物品購入決裁について、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあつた。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・市営住宅管理用品(令和7年11月17日、44,247円、蛍光灯・点灯管を購入) <p>3万円を超える消耗品の購入契約であるため、事務決裁規程別表第2の3財務関係事項の(2)その他の財務に基づき、購入契約締結の決裁権者を「契約監理課長」とすべきところ、「住宅課長」としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、事務決裁規程の決裁権者についての認識不足、確認不足であつたことから生じたものです。指摘後速やかに本来の決裁権者の決裁を受け、事務処理を完了しました。</p> <p>今回の指摘事項について購入契約締結の決裁権者について課内で文書を回覧することで全員に周知徹底を図るとともに、起案時並びに文書管理主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>9 契約に係る請書及び見積書がないものがあった。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・市営北島田住宅10棟、12棟ごみ処理業務(110,000円) 他3件 徳島市契約規則第27条第2項により、10万円を超える契約については、請書等を徴収する必要があるが、徴収できていなかった。・空き家相談会チラシ作成業務(37,400円) 徳島市契約規則第27条第3項により、契約金額が10万円以下のときは、見積書をもって請書等に代えることができるが、正式な金額が記載された見積書を徴収できていなかった。 徳島市契約規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、徳島市契約規則についての認識不足、確認不足であったことから生じたものです。指摘後関係書類を確認したところ、該当書類の添付漏れであったため、速やかに書類を添付しました。</p> <p>今回の指摘事項について課内で文書を回覧することで、全員に周知徹底を図るとともに、起案時並びに文書管理主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、適切な文書管理を行い、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 住宅課

<p>指摘事項</p>	<p>10 使用料の免除に係る手続が適正でないものがあった。(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none">・都市ガス(許可期間:令和7年4月1日から令和12年3月31日まで) <p>ガス管(支管・供給管)の埋設に係る使用料免除について、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を使用許可する場合、徳島市営住宅条例施行規則第15条に基づき適用する、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例施行規則第2条によると、減免申請書を提出させる必要があるが、提出なく免除しているものがあった。</p> <p>また、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例施行規則第2条但し書に「市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない」とあるが、過去に減免申請書の省略に関して決裁されていないことから、対応について検討されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>原因としては、徳島市営住宅条例施行規則及び行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例施行規則についての認識不足、確認不足であったことから生じたものです。</p> <p>今回の指摘事項である使用料免除について、減免申請書の提出にかかる決裁を行い、適切な事務処理を行うとともに、文書管理主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 公園緑地課

<p>指摘事項</p>	<p>11 修繕決裁書の全件が1者随契であり、決裁書に契約方法、その理由及び根拠法令が記載されていなかった。(支出事務)</p> <p>物品及び施設修繕の全件について、見積書が1者しか取られておらず、1者随意契約とする理由が決裁書に記載されていなかった。また、契約金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める額以下であるが、根拠法令が記載されていなかった。</p> <p>平成25年度及び平成28年度の監査で、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。</p>
<p>措置状況</p>	<p>前回までの監査において、口頭により改善が求められていたにもかかわらず、決裁書に契約方法、その理由及び根拠法令が記載できていなかった原因は、契約事務に関する担当者の認識不足及び決裁権者等による承認時における確認が徹底できていなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況を課内で共有するとともに、今後は、起案時並びに決裁権者等の承認時における確認を再徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 公園緑地課

<p>指摘事項</p>	<p>12 備品の管理が適正でないものがあった。(財産管理)</p> <p>抽出により備品を確認したところ、適正に管理されていないものがあった。</p> <p>廃棄処理が未実施のもの：ストロボ（備品番号 157921）</p> <p>備品シールの貼付がない：プラニメーター、ビデオカメラ（備品番号 073637、140767）</p> <p>令和4年度の監査で、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。</p>
<p>措置状況</p>	<p>備品が適正に管理できていなかった原因は、すべての備品を台帳と照合できていなかったことによるものであり、直ちに当該備品の廃棄手続き及び備品シールの貼付を行いました。</p> <p>今後は、定期的に備品と台帳の照合を行い、備品の所在を把握し、適正な備品の管理に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 河川水路課

<p>指摘事項</p>	<p>13 督促状を発していないものがあった。(収入事務)</p> <p>法定外公共物の占用料について、納入期限までに完納されていないにもかかわらず、税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第2条第1項に基づく督促状を発していないものがあった。</p> <p>令和4年度の監査においても指摘していたが、改善がなされていなかった。</p>
<p>措置状況</p>	<p>法定外公共物の占用料について、納入期限までに完納されていない場合は、督促状を発し、相手方に通知すべきところ、通知の方法が適切でなかった原因は、税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に対する認識が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘事項を課内で共有し、督促状の作成や条例を再度確認し占用料ごとに延滞金の計算を行う等の措置を行うことで、今後は法定外公共物の占用料に係る適切な事務処理について課内で周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 河川水路課

<p>指摘事項</p>	<p>14 決裁権者が適正でないものがあった。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・新町川浄化用水場運転操作業務委託(委託料 5,033,600 円) <p>事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件500万円を超える定例的な委託料の決裁権者は「部長」であるものの、「課長」となっていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>指摘の事案については直ちに是正しましたが、原因は事務決裁規程の確認不足によるものでした。</p> <p>今後は、指摘事項について課内で共有し周知を図るとともに、起案時並びに決裁時に起案者、文書管理主任及び決裁権者が確認を徹底することで適切な事務処理を行い再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 河川水路課

<p>指摘事項</p>	<p>15 法定外公共物の占用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島市川内町平石古田32-1の仮設鉄板 9.0 m² <p>許可日：令和7年6月20日 占用期間：令和7年7月15日から令和7年8月14日まで 納入期限：令和7年7月31日</p> <p>徳島市法定外公共物管理条例第11条第4項により、法定外公共物の占用料は、占用の開始の日の前日までに徴収するのが原則であるものの、納入期限を占用開始後としているものがあった。</p> <p>徳島市法定外公共物管理条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>徳島市法定外公共物管理条例第11条第4項では、「占用料は占用開始日の前日までに徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、占用の許可した日の属する月の翌月の末日までに徴収するものとする。」となっています。</p> <p>本件については、ただし書きによる取扱いの記載がないまま処理を行ったことによるものです。</p> <p>今後は、占用料の納入期限を許可日の翌月の末日までに設定する場合は、市長が認める特別な事由を起案書に明記するとともに、適正な事務処理に努めます。</p>